

公害防止協定書

倉古市長（以下「甲」という。）及び大栄町長（以下「乙」という。）と白山環境開発株式会社（以下「丙」という。）は、鳥取県知事（以下「知事」という。）を立会人として、倉古市服部字柳谷979-6他5筆に丙が設置する産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第1条 丙は、公害を未然に防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを基本理念として、この協定を締結する。

2 丙は、処分場及びその周辺地域における環境の保全に対する責務を深く自覚し、これに最善の努力を払うことを確約する。

（法令等の遵守）

第2条 丙は、環境の保全に関する諸法令に定めるもののほか、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

（埋立処分をすることができる廃棄物）

第3条 処分場において埋立処分することができる廃棄物は、別表1に掲げる廃棄物のうち、丙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく知事の許可を受けた廃棄物で、あらかじめ丙が知事に協議の上、その承認を得たものに限るものとする。

（処分場の操業に当たっての遵守事項）

第4条 丙は、処分場の操業に当たっては、別表2に掲げる事項を遵守しなければならない。

（水質汚濁防止対策）

第5条 処分場からの放流水については、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）に定める排水基準のほか、別表3に定める排水基準を遵守しなければならない。

2 丙は、処分場からの放流水等の周辺環境に与える影響を把握するため、別表4に定めるところにより、放流水及び地下水の状況について測定し、その結果を記録し、甲、乙及び知事に報告するものとする。

3 丙は、処分場からの放流水等により放流先等の水質の汚濁を生じ、又は人の健康若しくは生活環境に被害を生じる恐れがある場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、その旨を甲、乙及び知事に報告するものとする。

(事故時の措置)

第6条 丙は、処分場に係る設備の故障、破損等の事故により、前条第1項に規定する排水基準を超え、若しくはそのおそれがあり、又は人の健康若しくは生活環境に被害を生じ、若しくはそのおそれがあるときは、廃棄物の受入れを停止し、直ちにその事故について適切な措置を講ずるとともに、その旨を甲、乙及び知事に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第7条 丙は、処分場に係る公害その他の苦情の申出があったときは、直ちに誠意をもって必要な措置を講じ、苦情の迅速な解決に当たるものとし、その結果を甲、乙及び知事に速やかに報告しなければならない。

(損害の賠償)

第8条 丙は、処分場の操業及び関連活動に起因する人畜及び物に対する事故及び損害に対して、誠意をもって適切な措置を講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

(立入調査等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の適正な履行を確認するため必要があるときは、丙に対し、処分場の状況、廃棄物の埋立処分実績その他必要な事項に関し報告を求め、又は処分場に立ち入り、廃棄物の収集、運搬若しくは処分若しくは処分場の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件の調査をすることができるものとし、丙は、これに積極的に協力するものとする。
2 甲及び乙は、必要に応じて、処分場からの放流水等及び埋立処分された廃棄物を、丙の立会のもとに採取できるものとする。

(協定違反の措置)

第10条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反した場合は、丙に対して当該違反事項の改善を命じ、その違反事項の改善がなされない場合には、処分場の使用の一時停止を命ずることができるものとする。
2 丙は、前項の規定により命令を受けたときは、誠実にこれに従うとともに、直ちに当該違反行為の是正その他必要な措置を講じ、その結果を甲、乙及び知事に報告しなければならない。

(立会人の責務)

第11条 知事は、丙が行う事業活動の状況を常に把握するとともに、丙に対し協定書に定める事項を遵守させ、その事業活動が適正に実行されるよう丙の指導・監督を厳重に行わなければならない。

(疑義事項等の協議)

第12条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項の変更をしようとするときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合においては、知事を立会人としなければならない。

上記のとおり、合意成立の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び知事において記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成元年11月24日

甲 倉吉市長 牧田実夫



乙 大栄町長 前田八郎



丙 白山環境開発株式会社
代表取締役 山根清道



立会人 鳥取県知事 西尾邑次



別表1 埋立処分する産業廃棄物の種類

燃えがら（有害なものを除く。）、汚でい（有害なものを除く。）、鉱さい（有害なものを除く。）、ダスト類（有害なものを除く。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず

別表2 処分場の操業に当たっての遵守事項

- 1 原則として日曜祝日以外を操業日とし、埋立処分作業時間は、午前7時から日入（鳥取地方気象台発表）までとする。
また、操業に当たっては常時2名以上が常駐し、維持管理にあたる。
なお、台風、大雨、地震等の場合は安全確認のため、24時間監視体制をとる。
- 2 浸出液処理設備は、運転管理マニュアルにより、朝・昼・夕の3回点検し、結果を記録する。
- 3 搬入された廃棄物の検査を行い、廃棄物の内容が知事に協議して取扱いを認められたものに相違ないことが確認できたものに限り、埋立処分を行うこととし、それ以外のものが混入していたときは、直ちに持ち帰らせ、そのことを記録する。
- 4 周囲をフェンスで囲み、廃棄物の不法投棄の防止に努める。
- 5 埋立てに当たっては、覆土を十分に行い悪臭の発生及びハエ、ネズミ等の発生の防止に努める。
- 6 事務所に日報を備え、廃棄物の埋立処分に係る業務の内容、作業時間その他所要の事項を記録し、5年間これを保存する。

別表3 排水基準

項 目	基 準
BOD（生物化学的酸素要求量）	30mg/l 以下
COD（化学的酸素要求量）	60 "
SS（浮遊物質）	30 "

別表4 水質の検査頻度及び検査項目

	検査頻度	検査項目	記録保存期間	報告期限
浸出液処理設備 からの放流水	毎日	pH、色、臭気、 透視度	5 年	——
	月1回	BOD、COD、 SS(pH、色、 臭気、透視度を 含む。)	5 年	測定結果後 10日以内
	年4回	有害物質	5 年	"
処分場の浸出液	年4回	有害物質	5 年	測定結果後 10日以内
周縁地下水 (観測井)	年4回	有害物質等	5 年	測定結果後 10日以内